

協議事項（２） 福島市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱について

1. 福島市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱について

（１）大綱の定義

- ① 大綱は、地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めるものであること。
- ② 大綱は、教育基本法に基づき策定される国の教育振興基本計画における基本的な方針を参酌して定めることとされていること。また、教育の課題が地域によって様々であることを踏まえ、地方公共団体の長は、地域の実情に応じて大綱を策定するものであること。

（２）大綱が対象とする期間

大綱が対象とする期間については、法律では定められていないが、地方公共団体の長の任期が４年であることや、国の教育振興基本計画の対象期間が５年であることに鑑み、４年～５年程度を想定しているものであること。

（３）大綱の性格

- ① 大綱は、教育行政における地域住民の意向をより一層反映させる等の観点から、地方公共団体の長が策定するものとしているが、教育行政に混乱が生じることがないようにするため、総合教育会議において、地方公共団体の長と教育委員会が、十分に協議・調整を尽くすことが肝要であること。
- ② 教育委員会が今回の改正後も引き続き執行機関であることから、大綱に記載された事項を含め、教育委員会の所管に属する事務については、自らの権限と責任において、管理し、執行すべきものであること。

2. 福島市における大綱の策定について

福島市教育振興基本計画中の基本理念、基本目標をもって、福島市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱とする。

また、平成２７年度中に策定予定の新福島市教育振興基本計画の策定にあわせ、今後の総合教育会議で協議し、新たな大綱を策定する。

3. 新福島市教育振興基本計画（平成 28～32 年度計画期間）と大綱の関係及び想定スケジュールについて

<新教育振興基本計画>	<大綱>
<p>H27. 9 月：福島市総合計画後期基本計画の素案の決定</p> <p>H27. 10 月：福島市教育振興基本計画策定委員会〔外部有識者〕</p> <p>H27. 12 月：パブリックコメントの実施</p> <p>H28. 2 月：市総合計画後期基本計画の決定</p> <p>H28. 3 月：福島市教育振興基本計画の策定を市議会常任委員協議会で報告、公表</p>	<p>H27. 6 月：総合教育会議の設置を市議会常任委員協議会で報告</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>第 2 回総合教育会議 ・基本計画（素案）の改正事項の協議、大綱（案）の協議</p> <p>第 3 回総合教育会議 ・基本計画（素案）の改正事項の協議、大綱（案）の協議</p> <p>第 4 回総合教育会議 ・大綱（案）の協議、決定</p> <p>※今後の協議状況により時期等の変更の可能性がある。</p> </div> <p>H28. 3 月：大綱の策定を市議会常任委員協議会で報告、公表</p>